

東三河広域連合介護支援専門員等資格取得補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護支援専門員実務研修、再研修又は主任介護支援専門員研修を受講し資格を取得した者に対して当該研修費用を補助する東三河広域連合介護支援専門員等資格取得補助金（以下「この補助金」という。）の交付に関して、東三河広域連合補助金等交付規則（平成29年東三河広域連合規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、介護支援専門員及び主任介護支援専門員（以下「介護支援専門員等」という。）の資格取得を支援することにより、東三河広域連合区域内の指定介護サービス事業所等が、必要とする介護支援専門員等を安定的に配置することができるよう、支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この補助金交付の実施主体は、東三河広域連合とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付対象となる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第113条の4に規定する介護支援専門員実務研修、省令第113条の16に規定する再研修又は省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了していること。
- (2) 申請日時時点で、東三河広域連合構成市町村に所在する指定介護サービス事業所等において、介護支援専門員、主任介護支援専門員又は当該指定介護サービス事業所等の人員基準に含まれる職種として就労していること。
- (3) 同一の研修に対して、過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 市町村税等の滞納がないこと。

(補助対象経費等)

第4条 この補助金の交付に係る対象研修並びに補助基準額、補助対象経費及び補助金額は別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、介護支援専門員実務研修、再研修又は主任介護支援専門員研修の修了の日から起算して1年以内に、東三河広域連合介護支援専門員等資格取得補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、東三河広域連合長（以下「広域連合長」という。）に申請しなければならない。

- (1) 介護支援専門員実務研修、再研修又は主任介護支援専門員研修を修了した旨の証明書の写し
- (2) 就労証明書（様式第2号）
- (3) 市町村税等の滞納がないことが確認できる証明書

(4) その他広域連合長が必要と認める書類

2 前項の規定に加え、別表ただし書きに規定する助成を受ける者にあつては次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 研修費用の領収書等の写し

(2) 国、県、市町村、就労先又はその他機関等からの補助等の額が確認できる書類の写し

(交付決定)

第6条 広域連合長は、前条の規定による申請があつた場合には、その内容を審査し、及び必要に応じて調査を行い、東三河広域連合介護支援専門員等資格取得補助金交付(却下)決定通知書(様式第3号)により申請者に結果を通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第10条に規定する実績報告は、申請書兼請求書及び添付書類の提出をもって代えるものとする。

(支払)

第8条 広域連合長は、第6条の規定により交付を決定した後に、申請書兼請求書による申請者の請求に基づいて、当該金額を支払うものとする。

(助成決定の取消し又は返還)

第9条 広域連合長は、請求者が次の各号のいずれかに該当したときは、東三河広域連合介護支援専門員等資格取得補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 補助金の決定内容に違反したとき。

(2) 不正な手段により交付を受けたとき。

(3) その他広域連合長が取消し又は返還が妥当と認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月18日に施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱に規定する主任介護支援専門員研修に係る補助は、令和5年4月1日以降に修了した者について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の東三河広域連合介護支援専門員等資格取得補助金交付要綱の規定により作成されている様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第5号は改正後の東三河広域連合介護支援専門員等資格取得補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。この要綱において必要な準備行為は、要綱の施行日以前においても行うことができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の東三河広域連合介護支援専門員等資格取得補助金交付要綱の規定により作成されている様式第1号及び様式第2号は、改正後の東三河広域連合介護支援専門員等資格取得補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

別表（第4条関係）

対象研修	補助基準額	補助対象経費	補助金額
介護支援専門員実務研修	30,000 円	対象研修の受講に要した費用（受講料、テキスト代及び実習費とし、振込手数料、補講料及び追試受験料は除く。）ただし、国、	補助基準額又は補助対象経費のうち、いずれか低い額
再研修	22,000 円		
主任介護支援専門員研修	30,000 円		